

行政の焦点



総務省が発表した2011年平均の労働力調査（速報・岩手、宮城、福島の3県を除く）によるところ、正社員数は前年比25万人減の3185万人、パート・アルバイト・派遣社員・契約社員などの非正規社員数は48万人増の1733万人となつた。全雇用者に占める非正規社員の割合は、前年比0・8ポイント増の35・2%で過去最高を記録した。男女別でみると、男性は同1・1%増の19・9%、女性は同0・7%増の54・7%となつた。全体でも非正規比率の割合が増加しているが、男女とも15歳から24歳の

若者の非正規比率が急速に高まっており、いわゆるフリーターの増加を裏付けるものとなつてゐる。

2 「雇止め法理」の法定化

有期労働契約があたかも無期労働契約と実質的に異なる状態で存在している場合、または労働者においてもその期間満了後も雇用関係が継続されるものと期待するこ

との合理性が認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められることで、有期労働契約の適正な利用のためのルールを明確化していく必要性が高まつてゐるとして、有期労働契約の締結、更新、終了等に関するルールについて検討し、次のように報告した。

1 有期労働契約の長期化にわたる反復・継続への対応

有期労働契約が同一の労働者と使用者との間で5年を超えて反復更新された場合には、労働者の申出により、期間の定めのない契約に転換させる仕組みを導入することが

ない雇止めについては、当該契約が更新されたものとして扱うものとした判例法理について、法定化することが適当。

3 契約更新の判断基準

有期労働契約の継続・終了に係る予測可能性と納得性を高め、もつて紛争の防止に資するため、契約更新の判断基準は、労働者への文書交付による明示をすることが適当などとしている。

有期労働契約を考える

1 有期労働契約を考える

この報告を受けて、厚生労働省では、労働契約法の改正をはじめ所要の措置を講ずることとしている。

使用者においては、有

期労働契約の利用に関する明確なルールがないことによる問題として、有期労働者の立場からは雇止めへの不安や待遇に対する不満が多く指摘されていることや、有期労働契約が雇用機会の確保や業務量の変動への対応に一定の役割を果たす一方で、労働者の継続的な能力形成や処遇の改善における課題も指摘されている点も踏まえ、良好な労使関係を構築するためにも、「有期労働契約の締結、更新および雇止めに関する基準（告知）」を遵守することはもとり、期間の定めを理由とした不合理な待遇の改善にも努めていかなければならぬ。

企業のイメージ広告

商品広告掲載一れます

電話 052-961-3655
「Meihoku」編集室